

有害性のリスクの見積り：一定以上のリスク

環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。リスクアセスメント対象物のうち濃度基準値が設定されていない物質について、リスクの見積りの結果、**一定以上のリスク**がある場合等、労働者のばく露状況を正確に評価する必要がある場合には、当該物質の濃度の測定を実施することが技術上の指針で示されています。

濃度基準値が設定されていない物質で許容濃度等のばく露限界値等が設定されている物質については、下記のことなどから、ばく露限界値等を超過している場合は**一定以上のリスク**があるとみなすことができます。

技術上の指針：リスクの見積りの結果と測定の実施

リスクの見積りの結果	測定の実施
濃度基準値を超えるおそれのある屋内作業がある	確認測定
一定以上のリスク (※) がある作業がある	リスクアセスメントのための測定

※濃度基準値が定められない物質については、何かと比較するのは難しいという状態なので、リスクアセスメントの結果、**ある程度以上のリスク**がある場合について、ばく露対策のために必要がある場合は測定を行うこととしている。

(第153回労働政策審議会安全衛生分科会議事録より引用)

化学物質リスクアセスメント指針：リスクの見積り

ばく露濃度測定の結果	リスクの見積り (定量的評価)
濃度基準値等 (※) を超過している	リスクは許容範囲を超過している
濃度基準値等 (※) 以下である	リスクは許容範囲内であるとみなす

※濃度基準値等：濃度基準値、管理濃度、ばく露限界値 (許容濃度等)

*濃度基準値等が設定されていない物質については、管理目標濃度 (CREATE-SIMPLE) を採用する。(化学物質管理者テキストより引用)

kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング ◇数理モデル (CREATE-SIMPLE 等) による推定 等
有害性のリスク低減措置	◇排・換気装置の検査・改善・設置 ◇呼吸用保護具のフィットテスト 等
化学物質管理の支援	◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援 ◇労働衛生コンサルタント (労働衛生工学) による支援